

議員活動報告

第15号 平成31年3月17日 発行

気仙沼市議会議員 熊谷 雅 裕

みやこや 熊谷まさひろ 事務所

気仙沼市高井21-5 0226-28-2938

平成31年2月定例議会が2月8日から3月7日までの会期で行われました。

当初議案は85件、専決処分の報告が4件でしたが、3月6日に議案13件、報告2件が追加され、最終的に議案98件、報告6件となりすべて原案通り可決されました。また、当初の会期予定は3月5日まででしたが、追加議案があったことと、市長と議長が ILC 誘致の陳情に急ぎよ2月27日上京することとなり、1日空白の日程が組まれたために会期が延長されました。

2月定例議会について

平成31年2月定例議会の日程、議案等について報告します。

今議会は1か月に及ぶ日程で、年4回行われる定例議会中最長の日程が組まれます。それは平成30年度関係の議案と、31年度関係の議案を審議するためで、言わば前半と後半に分かれます。質問も会派代表質問と一般質問に分かれて日程が組まれます。

2月8日開会日に議案が上程され、市長が提案理由を述べます。その開会日に膨大な議案書・予算書・資料等が渡され、5日間の精読期間を経て2月14日から審議に入りました。2月19日に平成30年度関係の議案・補正予算が審議・可決されて、2月20日に3会派の代表質問がありました。

2月21日から平成31年度関係議案を審議していきましたが、一般会計予算議案を除いて4つの常任委員会に付託され審議されます。この審議の結果は最終日に各常任委員会の委員長が報告します。2月26日と28日に一般質問が行われ、7名の議員が質問しました。私も質問に立ちました。内容は後述します。

3月1日からは一般会計予算審査特別委員会が土日を挟んで、3月5日までの3日間行われました。今議会の最重要議案というべきもので、平成31年度の気仙沼市の予算案を審議する委員会です。この特別委員会において予算案が可決されなければ、道路も橋もつくれず、そして市職員の給料も出ません。つまり、来年度に気仙沼市がおこなうことは、この予算案にすべて示されています。

3月6日に平成31年度関係議案の委員長報告があり、反対討論はありましたがすべて可決されました。議案は各常任委員会で審議され、そのなかで可否が決まります。その報告を委員長が本会議場でするのですが、その結果に反対する議員は反対討論を行います。その次に賛成討論をする議員もおります。それらの討論が終わって、全議員で賛成・反対の決を採ります。賛成議員は起立し、反対議員は着席のままで、その数を議長が確認して可否を決定します。委員会で可決された議案が本会議場で否決されることは、まずありません。そもそも提出された議案が否決されることは、市長に反する議員が多数を占めていない限りありえません。少数の反対意見があっても、提出された議案はすべて可決されていくのが現実です。

3月7日、前日上程された追加議案の委員長報告があり、議会は閉会となりました。この間、東日本大震災、新庁舎建設、議会改革等々、多くの特別委員会や全体会議が開かれました。今議会は全体を通して、活発な意見・討論が行われた議会であったと思います。

私は今議会において一般質問と64号議案に反対討論をおこなっています。

次のページ以降にそれを書いておりますので、お読みいただければ幸いです。

議案第64号に対する反対討論

第64号議案は「気仙沼市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について」ですが、その趣旨は時間外勤務手当(残業手当)の算出方法を改める議案です。

現行は「国家公務員における一般職の給与に関する法律」に基づく算出方法ですが、改正案は「労働基準法」に基づく算出方法に変わります。改正理由は県が改正したのでそれにならうことと、気仙沼市を含む12市町村も一緒に改正することが挙げられていました。

改正案を簡単に言えば、現行は(給料月額×12)÷(1週間当たりの勤務時間×52週)ですが、改正案は、現行の分母から祝日を引いたものに変える案です。分母が少なくなりますから、つまりは残業手当を上げる改正案です。

具体的な金額を述べます。40歳を例にとると、1時間の残業手当は現行の約2250円から約2460円に上がり、夜10時を過ぎると約2950円になります。給料の額によって差は出ますが、民間の最低賃金時給800円の3倍以上もの時間給となります。平成29年度で気仙沼市の職員に支払われた残業手当の総額は約5億5千万円でした。今回の改正で9%ほど増額されますから、残業手当の総額はさらに5千万円ほど増えることとなります。

気仙沼市の平成31年度予算では市税63億円の収入に対し、人件費予算は71億円の支出です。この状況でさらに残業代を上げることは、市民感覚では考えられません。人件費だけで赤字になる民間企業が、さらに人件費を上げることなど絶対にありえません。

市は「職員一人当たり、毎月2時間以上の残業時間短縮を図る」とっていますが、まずその目標を達成すべきです。31年度は「事務・事業見直しで1億1千万円見直す計画」とありますが、来年度それを完遂し残業時間を減らし、市民に実績を示してから改正案を提出すべきです。成果を出す前に残業代を上げるとは順番が逆です。

今回の改正案は「いいとこ取り」で整合性がありません。

市職員の給与・期末手当は人事院勧告に基づいて決まっています。昨年12月議会でも市職員の給与・期末手当を上げる議案が可決されましたが、市職員の給与・期末手当は平成26年度から上がり続けています。そして今回は「労働基準法」に基づく算出方法に変更し、勤務1時間当たりの給与額を増額する改正案です。給与・期末手当は人事院勧告で上げ、残業手当は労働基準法によって上げるとは、公務員にとって都合の良い話です。

以前の反対討論でも申しましたが、気仙沼市はいまだ多くの問題をかかえ復興途上であり、民間企業の多くは低賃金の労働環境にあります。その中で公務員だけが給与・期末手当のみならず、残業手当までもが上がるという今回の改正案は、市民からさらにひんしゆくを買うこととなります。以前、震災時の未払い残業手当を求め、市職員が市長を相手に訴訟を起こしました。結果として総額3億9千万円もの残業手当が支給されました。

市職員の待遇は気仙沼市の民間企業に比べて、大きく優遇されています。

東日本大震災からの復旧には、全国からいらした多くのボランティアの方々が無償の汗を流しました。市民の多くの方々も必死に復旧に努め、同じく無償の汗を流しました。そして、東日本大震災によって多くの会社が被災し、倒産する会社もありました。残業手当どころか本給も支給できない状態になり、賃金の不払いも起きました。そういった中で、市職員に約3億9千万円の残業手当が支給されました。時給にすると約2600円の残業代です。

条例を改正し残業手当を上げる前に、まず市職員の意識改革と気仙沼市の行財政改革を断行し、成果を出してから改正すべきで、今回改正すべきではないと考えます。以上、反対討論といたします。

【この議案は起立採決の結果、23対1で可決されました。】

平成31年2月議会での一般質問の要旨

- 1、(仮称)大島ウエルカムターミナル民間商業施設の完成がさらに遅れることとなりました。
その経緯と責任の所在を尋ねます。

遅れた原因は行政の工程管理の甘さであり、責任は気仙沼市にあると答えました。

県の責任も問いただしたのですが、明確にはしませんでした。大島ウエルカムターミナルは橋からの県道と防潮堤に接している構造上、造成工事は単独で行うことができません。県が行う二つの造成工事の付随工事となり、その進捗次第で完成時期が決まります。遅れた最大の原因は県の怠慢と不作為であり、県知事が言うことの「当初より遅れる様々な理由」を気仙沼市は問いただしたのかと質問しましたが、してはいないようです。工事の遅れは県と市の調整不足、知事と市長のコミュニケーション不足、県と市の担当者の当事者意識の不足等々、様々な要因が挙げられます。つまりは行政の怠慢と不作為です。

- 2、以前、(仮称)大島ウエルカムターミナルの完成が遅れることで販売機会を逃し、大きな損失となるのを食い止めるために仮設店舗の設置を提案したが、どのような協議をしてきたのか尋ねます。

当初(仮称)大島ウエルカムターミナルの完成予定は、橋の開通と同時の平成31年3月でした。その後工事の遅れから平成32年6月の予定となり、平成31年12月に早まり、そしてまた平成32年にずれて未定となりました。民間モールはそれに先駆けて今年の大連休までには完成すると市当局は言い続けていたのですが、結局は間に合わず未定となりました。民間モールの参加者はこの4月には完成すると信じていたのです。あまりにもずさんで無責任な行政の仕事です。「完成は2年遅れる」となったとき、橋の開通にあわせて仮設店舗を考えるべきでした。このまま開通すれば観光客は買い物もできず、トイレも駐車場も不備な大島に来て、怒って帰ると思います。橋は島民の生活向上のためであり、命を守るためのものです。

市長は行政として反省すべき点があり、開通後の対策を講じていくと答えました。

- 3、気仙沼大島大橋の共用前の施策について

大島の受け入れ態勢を整えるべく、今年度になりようやく様々な施策が計画され、実施されてきました。しかし、入札不調が続く県道をはじめとして、7年前から準備をし、対策を講じてこなかった付けがいま来ています。道路、駐車場、トイレなど市は全力を挙げて取り組むと答えています。

- 4、気仙沼大島大橋の共用後に予測される混乱とその対策について

気仙沼大島大橋が開通すると交通、盗難、密漁、ごみの不法投棄等の問題が生じます。交通安全対策と盗難は警察の管轄ですが、信号機の設置は開通後の状況を見て判断することです。橋の本土側には県土木が管理目的でカメラを設置するのは決まっていますが、大島側にも警察で監視カメラを設置できないかを聞いたところ、個人情報等の法律などで警察として設置できないとのことでした。

密漁、ごみの不法投棄等の対策として防犯カメラを設置できないか聞いたところ、ごみの不法投棄対策としてすでに防犯カメラを設置している箇所があり、今後も数か所設置の予定とのことでした。密漁対策として防犯灯とカメラの設置を求めましたが、予算的にむずかしく漁協と協議していくとのことでした。

橋の開通が4月7日にせまっております、今回は大島についての質問に終始しました。

次回は開通後の大島についてと、気仙沼市全体の視点から質問したいと思っています。